

【第4 - 3号議案】

大阪府立槻の木高等学校PTA会計基準

【会計の計算方法】

- 1 会計計算は、キャッシュフローとする。

【会計の種類】

- 1 本会に「PTA一般会計」「周年事業積立金会計」「国際交流特別会計」の3つの会計を置く。

【会計の勘定科目】

- 1 収入の部の大科目は、「前期繰越金」「会費収入」「寄付金収入」「バザー収入」「積立金」「繰入金」「活動収入」「雑収入」とする。
- 2 支出の部の大科目は、「運営費」「活動費」「教育振興費」「国内事業費」「国外事業費」「積立金」「予備費」「次期繰越額」とする。
- 3 収入の部は、小科目を定めない。
- 4 支出の部の「活動費」の小科目は、「委員会活動費」「環境整備費」「学校行事費」「慶弔費」とする。
- 5 支出の部の「国内事業費」の小科目は、「姉妹校等関係費」「国際交流活動費」とする。
- 6 支出の部の「国外事業費」の小科目は、「姉妹校等関係費」「国際交流活動費」「教員付添旅費」とする。
- 7 支出の部の「運営費」「教育振興費」「積立金」「予備費」「次期繰越額」は、小科目を定めない。
- 8 科目の追加、変更については、本会計基準を変更する手続きによる。

【各科目の内容】

- 1 「前期繰越金」は、前期末の残額で翌期に繰り越す金額。
- 2 「会費収入」は、大阪府立槻の木高等学校PTA規約第13条2項に規定される会費収入の金額。
- 3 「寄付金収入」は、会員等から受けた寄付の金額。
- 4 「バザー収入」は、PTAのバザー活動の収益金額。
- 5 「積立金」は、目的に沿って複数年度に積み立てられる金額。
- 6 「繰入金」は、他の会計等から繰入された金額。
- 7 「活動収入」は、文化祭の出店売上収入、社会見学の個人負担額などPTA活動(事業)に係る金額。
- 8 「雑収入」は、他の収入科目に属さない、基本小口の収入金額。
- 9 「運営費」は、PTAの団体運営に直接関わる金額。
- 10 「活動費」は、PTAが行う事業に関する金額。

- 11 「活動費」の「委員会活動費」は、PTA役員会、各委員会などの活動に係る金額。
- 12 「活動費」の「環境整備費」は、学校やPTAの環境向上に係る費金額。
- 13 「活動費」の「学校行事費」は、体育大会や卒業式などの行事に係る金額。
- 14 「活動費」の「慶弔費」は、PTA慶弔規定に基づく金額。
- 15 「教育振興費」は、学校の教育振興に関する支援金額。
- 16 「積立金」は、周年事業実施のために積み立てる金額。
- 17 「国内事業費」は、国内における国際交流活動に係る金額。
- 18 「国内事業費」の「姉妹校等関係費」は、国内における姉妹校協定及びそれに準ずる学校等との交流に係る金額。
- 19 「国内事業費」の「国際交流活動費」は、国内の国際交流活動に係る金額。
- 20 「国外事業費」は、国外における国際交流活動に係る金額。
- 21 「国外事業費」の「姉妹校等関係費」は、国外における姉妹校協定及びそれに準ずる学校等との交流に係る金額。
- 22 「国外事業費」の「国際交流活動費」は、国外の国際交流活動に係る金額。
- 23 「国外事業費」の「教員付添旅費」は、生徒の国外研修等に付き添う教員旅費の金額。
- 24 「予備費」は、PTA総会で承認された各予算の内容に不足が生じた場合のための金額。
- 25 「次期繰越額」は、会計年度内の総収入から総支出を差し引いた残額で、次期に同PTA会計に繰り越す金額。
- 26 本会計基準の変更については、PTA総会の審議を経て、承認されなければいけない。

【改正手続き】

- 1 本会計基準の変更については、総会の審議を経て、承認されなければいけない。

付則 この基準は、平成30年5月19日から適用する。

令和2年9月 一部改正